

労働・助成金情報 特急便

第 95 号 (2020 年 10 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

健康保険について、病院へ行った際に 3 割程度の自己負担額で治療を受けられることは多くの方がご存じかと思いますが、通院や入院等で治療費が高額になった時や、入院で仕事を休まなければならなくなった時にも受けられる保障があります。

事務所へお問い合わせいただくことが多い「健康保険被保険者資格証明書」「高額療養費」「限度額適用認定証」についてご紹介いたします。

健康保険被保険者資格証明書

入社する時、結婚して配偶者を扶養に入れる等の時に社会保険の手続きを致しますが、健康保険証が届くまでに時間がかかります。すぐに病院へかかりたい場合に「健康保険被保険者資格証明書」を提示すると健康保険証と同じように 3 割程度の負担額で治療が受けられます。

高額療養費

重い病気などで病院等に長期入院したり、治療が長引く場合には、医療費の自己負担額が高額となります。そのため家計の負担を軽減できるように、一定の金額（自己負担限度額）を超えた部分が払い戻される高額療養費制度があります。ただし、保険外併用療養費の差額部分や入院時食事療養費、入院時生活療養費の自己負担額は対象になりません。被保険者、被扶養者ともに同一月内の医療費の自己負担限度額は、年齢及び所得に応じて次の計算式により算出されます。（下記の表は、70 歳未満の方）

70 歳以上 75 歳未満の方は自己負担限度額が異なります。

70 歳未満の区分

所得区分	自己負担限度額	多数該当
①区分ア (標準報酬月額 83 万円以上の方) (報酬月額 81 万円以上の方)	252,600 円+(総医療費※1-842,000 円)×1%	140,100 円
②区分イ (標準報酬月額 53 万~79 万円の方) (報酬月額 51 万 5 千円以上~81 万円未満の方)	167,400 円+(総医療費-558,000 円)×1%	93,000 円
③区分ウ (標準報酬月額 28 万~50 万円の方) (報酬月額 27 万円以上~51 万 5 千円未満の方)	80,100 円+(総医療費-267,000 円)×1%	44,400 円
④区分エ (標準報酬月額 26 万円以下の方) (報酬月額 27 万円未満の方)	57,600 円	44,400 円
⑤区分オ(低所得者) (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400 円	24,600 円

限度額適用認定証

あらかじめ入院するため治療費が高額となることが分かっている場合には、**限度額適用認定証**を発行しておくといいです。健康保険証と提示することで1か月（1日～月末）の自己負担額までの支払いで済みます。

この限度額適用認定証は、

- ◆ 有効期限は最長で1年間
- ◆ 申請書受付月より前の月の限度額適用認定証は交付不可
- ◆ 被保険者だけでなく被扶養者も利用可能

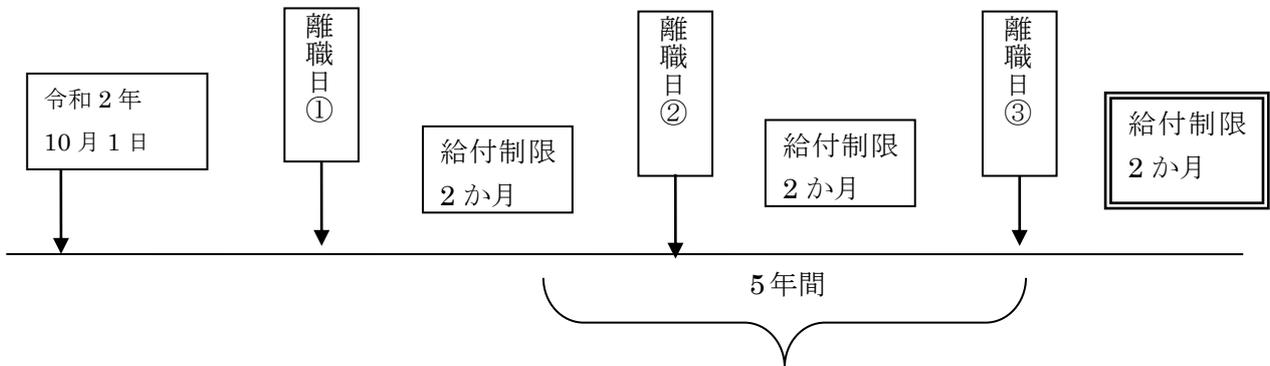
～令和2年10月1日からの変更～

雇用保険の失業等給付の待機期間が短縮されます。

令和2年10月1日以降に離職した方は、正当な理由がない自己都合による退職の場合でも、5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月になります。

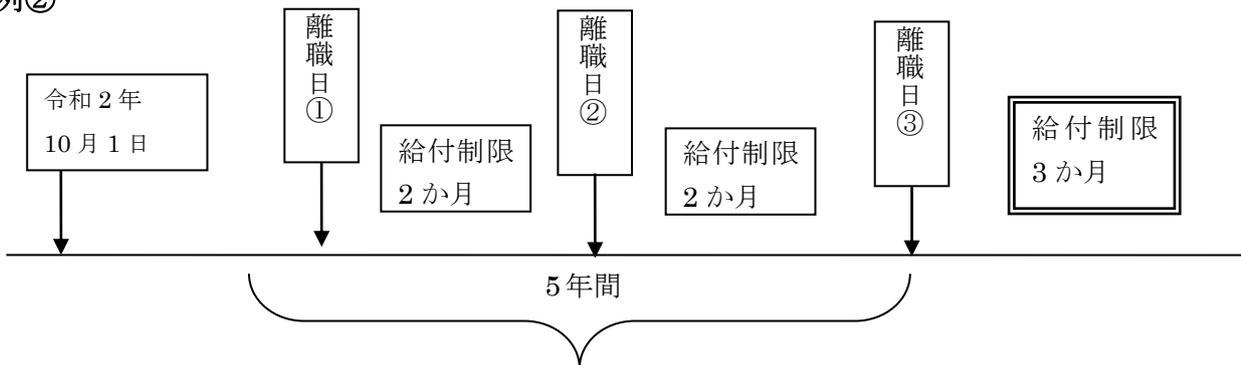
ただし、自己の責めに帰すべき重大な理由で退職された方は、これまでどおり3か月となります。

例①



3回目の離職日から遡って5年間に2回以上の自己都合による離職がないため
離職日③の給付制限は2か月

例②



3回目の離職日から遡って5年間に2回以上の自己都合による離職があるため
離職日③の給付制限は3か月

～お知らせ～ 令和2年度の地域別最低賃金の改定
福岡は令和2年10月1日から842円
長崎は令和2年10月3日から793円
佐賀は令和2年10月2日から792円になります。